

令和4年 第9回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日（月）午後2時55分から午後3時47分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	9番	若田部明
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第4号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第9回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。
議長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和4年第9回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号12番 大拙 孝委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条

第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条689番 契約内容は区分地上権の設定。区分地上権等の設定等の許可基準は、2つの項目を満たす必要があります。まず、1 その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。こちらは、事務局で現地を確認させていただいておまして、特に問題はございませんでした。次に、2 その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。これは、申請地に地上権、賃借権等、所有権以外の権利が設定されている場合に、その地上権者、賃借人等にあたる者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地は自作となっており、その所有者であり耕作者でもある者の同意は得ていることになるため、「該当なし」と考えられます。

以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われれます。

3条690番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.03km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜類となって

おります。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条、空き家に付属した農地に係る下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条691番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、芋掘り機各1台を所有、ビニールハウス1棟、カネコスプレーポニック1台を所有予定です。主な経営作物は、ミニトマト、馬鈴薯となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条692番 契約内容は、使用賃借権の設定10年です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、芋掘り機各1台を所有、ビニールハウス1棟、カネコスプレーポニック1台を所有予定です。主な経営作物は、ミニトマト、馬鈴薯となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条690番から692番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。9月13日に委員5名が出席して審査会を行いました。

3条690番の案件について報告いたします。本申請につきましては、

所有権の移転1筆になります。申請人は住宅及び付属する農地の購入を検討されました。もともと農業に興味があり、農業の知識について勉強しながら家庭菜園を営んでいきたいと考え、空き家の購入に向け話を進めてまいりました。申請地の現状はいずれも特に問題なく、1名で農地利用していく予定です。作付作物としては、野菜の作付を行っていく予定となっております。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。

3条691番及び692番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転3筆、使用賃借権の設定2筆の申請になります。申請人は中山間地域の耕作放棄地が年々増えていく中で、活用されていない農地を生かし、環境に配慮したトマトのハウス栽培をやりたいと興味を持ち、このたび会社を設立しました。また、トマトの養液栽培をするにあたり、法人化で就農を決意しました。そのような経緯から、農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。申請地の現状はいずれも特に問題なく、4名で農業経営を行っていきます。作付計画としては、ミニトマト、馬鈴薯の栽培を行っていく予定となっております。販売先は、ネット販売や直売所などを予定しております。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。以上で審査会の結果報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員 どうぞ。

15番
澁江委員

3条690番他新規就農の方々が高い金額で買い求めていますね。相対だから仕方ないと思うんですが、ちょっと高いような。どうなんですかね。新規就農の方がびっくりするような金額ではないかなと。

事務局

売買価格につきましては、許可できる場合というのが国の方から手引きなどが示されています。あまりに高い価格で取引されて、周りの農地がそれにつられて高くなって買えなくなる、借りられなくなるという場合は不許可という選択肢もありますが、今回のように、要は家庭菜園用の小規模のもの。それが周りの正農家さんに悪影響を与えるのかという事を

皆さんに考えていただいた場合、あまりそれは心配ないのかなという気がしております。もう1つは、実際に会社を立ち上げて自分の会社のすぐ近くを買うのですが、そういう意味で言えば特殊な意味がある場所と言えるので、お互いで決まったのであればそれは仕方ないと思います。

15番
澁江委員

現在、土地をもらって欲しいという案件が大変あるんですよ。船越辺りでも7反ばかり誰かもらってくださる人いますかと。いないんですよ。そういう時代でこの金額というのは、ちょっと解せないので質問してみたのですが。

事務局

おっしゃるとおりで、本当にタダでももらってくれないかというのを、もらってもらえないような時代になっておりますが、高すぎて周りに悪影響を与えるという事例は、今のところ心配しなくても良いのではないかと考えております。

15番
澁江委員

ありがとうございます。

(向田委員 挙手)

議長

議席番号6番 向田栄一委員、どうぞ。

6番
向田委員

690番の案件はですね、住宅地が周りにあってその一角の農地なんですよ。審査会の中で地図とかを見ると住宅の中にあって、たまたまそこが農地の転用されていない土地だということなので、ほとんど宅地化されているところの一角なんですね。だから通常の農地が続いているような場所ではないので、宅地価格なのかなという感じを審査会の方では受けました。

15番
澁江委員

通常ではない。わかりました。

議長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。5条922番から5条927番について、調査班、お願いします。

調査班

5条922番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっておりますので、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条923番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっておりますので、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条924番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっておりますので、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条925番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条926番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条927番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の922番および924番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、922番および924番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号の922番および924番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うことと

し、922番および924番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号非農地513番から非農地515番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地513番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地514番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地515番について報告いたします。

願出地の東は田ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和4年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の1番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。1番について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙委員 退室15:43)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の1番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号利用権設定関係の1番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙委員 入室15:44)

次に、利用権設定関係の3番・5番について議席番号8番 新井 勉委

員が、議事参与の制限に該当します。3番・5番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井委員 退室 15 : 45)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の3番・5番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の3番・5番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室 15 : 46)

次に、利用権設定関係の2番・4番、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の2番・4番、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の2番・4番、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第9回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時47分閉会